

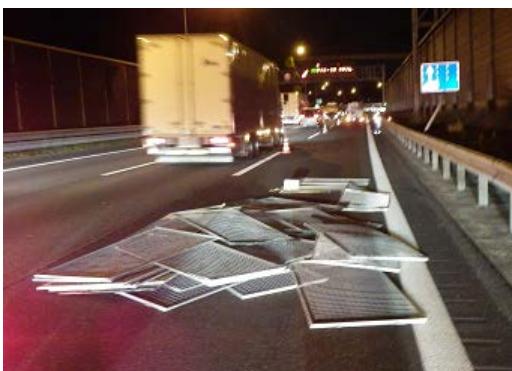
1. 落下物に起因する重大事故

落下物は、後続車両が衝突や乗り上げ、巻き込み等を起こすほか、落下物を避けるため、無理な車線変更を余儀なくされるなどにより、重大事故に繋がる恐れがあります。

《過去に管内で発生した落下物に起因する重大事故》

形態	死 亡 事 故 (H24.1 九州道)	重 傷 事 故 (H27.9 九州道)
概要	<p>普通貨物が走行車線を進行中、前方の落下物(毛布・シート)に気付き、後方を確認せずに進路変更を行ったため、追越車線を進行中の大型バスがこれを避けきれず追突し、大型バスの乗員1名が死亡したもの。</p>	<p>普通乗用が追越車線を進行中、対向車線から飛んできた落下物(輪止め)がフロントガラスを貫通、助手席同乗者に直撃し、重傷を負ったもの。</p>

《参考:重大事故に繋がる恐れのある非常に危険な落下物事例》



《金網フェンス》



《アルミダクト》

2. NEXCO西日本グループの取組み

《交通管理隊の取組み》

NEXCO西日本では、交通管理隊の巡回時に落下物を発見した場合は速やかに排除等の対応を行っております。

また、道路管制センターにおいて、交通管理隊や高速道路交通警察隊の巡回、道路緊急ダイヤルや非常電話などによるお客さまからの連絡などから、落下物等の異常事象を確認した場合には、速やかに情報板等による情報提供を行うとともに、交通管理隊へ緊急出動を指令し、24時間365日体制で落下物の排除等に努めております。



《落下物排除状況》

《法令違反車両等取締隊の取組み》

高速道路での落下物は、後続車両の重大事故に繋がる恐れがあるため、積荷が落下する恐れがある場合には、法令違反車両等取締隊が落下防止のため積載物の固定等の是正指導を実施しております。



《積荷の立て直し》



《積荷の固定》



《是正指導状況》

《落下物防止に向けた啓発・広報の強化》

NEXCO西日本グループでは、従来よりホームページや各種チラシ・リーフレット、交通安全キャンペーン等により、落下物防止に関する啓発に取り組んでいます。

今年度からこれらの取組みに加え、重大事故に繋がる恐れのある落下物に関する業界団体への働きかけや、自治体の監督部署等への啓発依頼を行うとともに、多発傾向にある10月を「落下物防止啓発強化月間」として、本線やSA・PAのあらゆる広報媒体を活用して全社的な啓発活動を集中的に展開すること等により、落下物の防止に向けた啓発・広報を強化してまいります。



グループ会社による「建築材料・住宅設備総合展」への落下物防止・車両点検に関する啓発ブースの出展状況
(H28.6.8(水)～6.10(金))

3. 走行時の注意点・お客さまへのお願い

《落下物を発見したら》

※ 道路緊急ダイヤル(#9910)、料金所の係員、最寄りのSA・PAの非常電話などで通報をお願いします。

※ 運転中の携帯電話等の使用は道路交通法により禁止されております。携帯電話等による通報は

必ず同乗者の方からかけていただきか、休憩施設など安全な場所に移動・停車してからおかけください。

《落下物の情報を聞きいたら》

情報板やハイウェイラジオ等で落下物情報を聞きいたら、速度を落とし、特に注意してご走行ください。



《出発前チェック及び運転中の再チェックのお願い》

高速道路では、高速走行によって一般道を走行される場合より積荷等に風圧や振動がかかります。出発前、高速道路走行前には積荷ヘシートをかけ、ロープで固定するなど、落下防止措置をとつていただくとともに、長距離・長時間走行の場合は、途中の SA・PA 等でも再チェックしていただきますようお願いします。

《落下物は落とし主の責任です！》

落下物は落とし主の責任であり、交通反則行為となります。また、第三者に損害を与えた場合、落とし主に賠償の責任が生じるほか、「道路交通法」や「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（自動車運転死傷行為処罰法）」等の違反により法律で罰せられます。

【道路交通法 第 75 条の 10 抜粋】

自動車の運転者は、（中略）積載している物を転落させ、若しくは飛散させることを防止するための措置を講じなければならない。

【同法 第 119 条第 1 項第 12 号の 3 及び第 2 項 抜粋】

第 75 条の 10 の規定に違反した者は 3 ヶ月以下の懲役、若しくは 5 万円以下の罰金。過失による場合は 10 万円以下の罰金。

【自動車運転死傷行為処罰法 第 5 条 抜粋】

自動車の運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、7 年以下の懲役若しくは禁錮又は 100 万円以下の罰金に処する。（後略）